

令和8年度

湯浅町個人向け太陽光発電設備・蓄電池（等）導入支援事業補助金

申請の手引き

令和8年5月

湯浅町 住民生活課

	<p>なお、増設の場合においては、既存分を含めて 10kW 未満のものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の太陽光発電設備を撤去し新たに設置（リプレイス）する場合は、温室効果ガスの削減効果に追加性があることに加え、以下の a～d を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> a リプレイス後に発電容量が増加するなど再生可能エネルギー導入に追加性があること b. 既存の太陽光発電設備が法定耐用年数期間を満了していること c. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。）に基づく固定価格買取制度の認定（同制度の買取期間終了後を含む）を受けている場所でないこと。 d. 架台等については、引き続き使用できるかどうかの検討を行うこと。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. ア（ア）に定める交付要件を満たすこと。
<p>補助金額 (定額補助)</p>	<p>下記の単価に太陽光モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のいずれか低い値（kW 単位で小数点以下は切り捨て）を乗じて得た額。</p> <p>3 kWまで 105, 000 円/kw 4 kWから 70, 000 円/kw</p>

②蓄電池

<p>補助対象者</p>	<p>自ら所有し居住する市内の戸建ての専用住宅に蓄電池を設置する方</p>
<p>補助対象設備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業で導入される太陽光発電設備の付帯設備であること。 ※蓄電池のみの申請はできません。 ・12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。 ※12.5 万円/kWh 以下（工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう、複数者からの見積りの取得や、販売事業者に対して条件を満たす価格の蓄電システムの調達可否の確認を行ってください。 ・据置型（定置型）のものであること。 ・20kWh 以下のものであること。 ・申請時点において、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）が戸

補助対象設備	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録制度において登録されているものであること。 ・その他国実施要領別紙 2 の 2. エ（又）に定める交付要件を満たすこと。
補助金額 (定率補助)	<p>コージェネレーションシステム（エネファーム）の価格（工事費込み・税抜き）× 1 / 2（上限 300, 000 円）</p>

3 補助対象経費

補助対象経費は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日環政計発第2203303号）別表第1に定める経費です。

なお、機器保証料、消費税額及び地方消費税額等は補助対象外経費となります。

★処分・撤去費について

設備の更新・入替のように、既存設備の取り外し・処分が新設の設備の設置にやむを得ず必要である場合には、必要最小限度の範囲の取り外し費用やこれらに伴う運搬費用及び処分費用に限り、交付対象となります。

※新規の設備設置の場合、設置に伴い発生する必要最小限度の配管・配線等の取り外し費用や、これらに伴う運搬費用及び処分費用は補助対象

※有価物（鉄くず等）は処分利益に該当するため補助対象外

※アスベストの調査費用や家電リサイクル法のリサイクル料金についても、補助対象外

4 補助金申請の流れ

補助金申請の流れは下記のとおりです。

※事業着手（契約・工事着工）は、町からの交付決定日以降にしてください。町からの交付決定前に事業着手（契約・工事着工）したものは補助対象外となります。ただし、令和8年5月1日（町が県から県交付要綱に基づく補助金の交付の決定を受けた日）以降に当該補助事業に係る契約を締結した場合であって、町からの補助金の交付の決定を受けた後に補助対象設備に係る工事に着工する場合は、補助対象として認めます。

なお、契約を担保するような仮契約や預かり金・手付金の支払い、契約を前提とした系統連系申込み等についても事業着手とみなしますのでご注意ください。

※令和9年2月12日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

5 交付申請について

(1) 受付期間

				<ul style="list-style-type: none"> ・設備を建物に設置する場合は建物のも、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅を所有していない場合は、実績報告時に提出すること。
住民票の写し	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・原本（発行日から3か月以内のもの）で、マイナンバーの記載がないもの。 ・新築等の場合で、申請時に補助対象設備を設置する住宅に居住していない場合は、実績報告時に提出すること。
補助対象設備の設置に係る見積書の写し（内訳の記載があるもの）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者あて発行されたもの（フルネームを確認できること。）で、申請時において有効期限内のもの。 ・型番、数量、経費の内訳の記載があるもの。 ・原則、複数の事業者から見積をとり、比較を行うこと。
補助対象設備の配置図及び住宅の位置図	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・平面図等に補助対象設備の配置を示すこと。 ・近隣のランドマーク（公園や学校等）を含む住宅地図等に赤枠等で住宅の位置を示すこと。
補助対象設備のカタログ、パンフレット等の写し（設備仕様が分かるもの）	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・該当箇所が分かるようマーカー等で示すこと。 ・冊子の場合は該当ページ以外に表紙や裏表紙の写しも提出すること。
補助対象設備の施工前の住宅の状況を記録したカラー写真	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の全景（正面（玄関位置）から撮影したもの）及び設備設置予定箇所の全景を写したものの。 ・Web上の地図サービスにおける風景画像は不可。 ・鮮明な写真であること。 ・参考様式等の任意様式により提出すること。
設備設置同意書（別記第4号様式）	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備を設置する建物又は土地の所有者でない場合又は共有者がいる場合のみ提出すること。
誓約書兼同意書（別記第5号様式）	○	○	○	
債権・債務者登録申出書	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者名義の口座であること。 ・市に口座登録がない場合のみ提出すること。

<ul style="list-style-type: none"> 補助事業の内容を変更しようとする場合（軽微な変更を除く。） 補助事業に要する経費の配分を変更（当該補助事業に要する経費の額の20%以下の増減を除く。）しようとする場合 	<p>変更承認申請書（別記第7号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、提出してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業を中止しようとする場合 	<p>中止承認申請書（別記第8号様式）を市まで提出してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合 	<p>速やかに報告してください。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 補助金の変更交付を申請しようとする場合 	<p>変更交付申請書（別記第9号様式）に変更後の事業計画書（別記第1号様式）、収支予算書（別記第3号様式）及び当該変更の内容を証する書類を添付のうえ、町まで提出してください。ただし、補助金額の増額は認められません。</p>

7 実績報告について

(1) 受付期間

下記①②のいずれか早い日の17時まで

①補助事業の完了の日から60日を経過する日

②令和9年2月12日（金）

※令和9年2月12日までに実績報告を行うことができない場合は補助対象外となります。

(2) 提出方法

持参又は郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、レターパック、簡易書留等の追跡可能な方法を推奨します。

※報告書や添付書類の内容について問い合わせをすることがありますので、お手元に控え（報告書等のコピーや作成したデータ等）を保管しておいてください。

(3) 提出先

〒643-0002

湯浅町大字青木 668 番地 1

湯浅町 住民生活課

電力系統への連系内容が確認できる書類の写し	○	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・非 FIT であること、系統連系開始日が分かるもの。 ・申請者と発電者（電力需給契約者）が同一であること。 ・発電場所と設置場所が一致していること。
太陽光発電設備と直接連携していることを確認できる書類	—	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ・構造図・配線図・結線図等の写し。
補助対象設備を設置する建物（又は土地）の登記事項証明書の写し	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・原本（発行日から3か月以内のもの）。 ・登記情報提供サービスは不可。 ・登記事項証明書の種類が「居宅」であること。 ・設備を建物に設置する場合は建物のもので、建物以外の土地に設置する場合は土地のものを提出すること。 ・新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出すること。
住民票の写し	△	△	△	<ul style="list-style-type: none"> ・原本（発行日から3か月以内のもの）で、マイナンバーの記載がないもの。 ・新築等の場合で、申請時に提出していない場合のみ提出すること。
実績報告チェックシート	○	○	○	<ul style="list-style-type: none"> ・町指定の様式により提出すること。

○：全員提出 △：該当する者のみ提出 —：提出不要

8 留意事項

(1) 財産管理について

補助事業により取得した設備について、管理するための台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければなりません。

(2) 太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量等の報告について

法定耐用年数を経過するまでの間、太陽光発電設備に係る発電量、自家消費量及び売電量の実績について記録し、市長から報告の求めがあった場合には、自家消費量に関する報告書（別記第6号様式）により報告しなければなりません。発電量、自家消費量等の根拠となる資料の提出も求めますので、モニター画面等を撮影した写真やWEBサイトのデータ等は必ず保管しておいてください。

太陽光発電設備により発電した電力の自家消費割合が30%に満たない場合は、補助金の返還を求める可能性があります。